

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-1
処分の種類	不良医薬品等の廃棄等の命令			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第1項			
処分の概要	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して、不良医薬品等を廃棄、回収等の措置を採るべきことを命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため。)			
基準の制定根拠	—			